

## 東京大学大学院総合文化研究科長選考内規

制定 平成17年11月18日

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学大学院総合文化研究科組織規則第6条第4項の規定に基づき、大学院総合文化研究科長（以下「研究科長」という。）の選考に関し必要な事項について定める。

(選考方法)

第2条 研究科長の選考は、東京大学大学院総合文化研究科組織規則第4条及び東京大学教養学部組織規則第4条に定める教授会（以下「教授会」という。）において、選挙によって行う。

(選挙の時期及び予告)

第3条 研究科長の任期満了に伴う後任研究科長の選挙は、任期が満了する4月前までに行わなければならない。

2 研究科長に欠員が生じることとなったとき又は欠員が生じたときは、速やかに後任研究科長の選挙を行わなければならない。

3 研究科長は、少なくとも選挙の1月前までに、選挙権者にその期日を予告しなければならない。

(定足数)

第4条 後任研究科長の選挙を行う教授会は、開催日現在における東京大学大学院総合文化研究科教授会・教養学部教授会内規（以下「教授会内規」という。）第6条第2項各号に定める者を除く教授会構成員の3分の2以上の者の出席を必要とする。

(被選挙権者)

第5条 研究科長の被選挙権者は、教授会内規第2条に定める教授会構成員（以下「教授会構成員」という。）のうち専任教授とする。

(選挙権者)

第6条 研究科長の選挙権者は、教授会構成員に限るものとする。

(研究科長候補者推薦委員会)

第7条 教授会に、研究科長候補者の推薦等に関わる業務を行うために、研究科長候補者推薦委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(第1次候補者の推薦)

第8条 教授会構成員は、5人以上10人以内の連署をもって、第5条に定める被選挙権者1人を、研究科長の第1次候補者として推薦できる。ただし、教授会構成員は、複数の候補者の推薦人となることはできない。

2 前項の推薦は、研究科長候補者推薦委員会委員長宛に次の各号に掲げる書類を添付の

うえ、文書で行うものとする。

- (1) 候補者の経歴
- (2) 推薦理由
- (3) 推薦者名簿

3 委員会は、第1項による第1次候補者以外の者若干名を第1次候補者として推薦することができる。ただし、第1項による第1次候補者が5人に満たない場合にあっては、少なくとも5人に達する数まで第1次候補者を推薦するよう努力するものとする。

4 委員会は、選挙予定日の約2月前までに第1項に規定する第1次候補者の推薦募集を終えるものとする。ただし、研究科長が欠員となった場合は、この限りでない。

(最終候補者の確定、告示)

第9条 委員会は、前条第1項及び第3項により推薦されたすべての第1次候補者の意向を確認したうえ、最終候補者を確定する。この場合において、最終候補者が辞退等により5人に満たないこととなる場合は、再度前条第3項本文による推薦ができるものとする。

2 委員会は、第3条第3項に定める予告後速やかに、最終候補者の告示を行う。

3 前項の告示には、最終候補者に関する前条第2項に定める書類及び最終候補者の所信を記載するものとする。

(研究科長の選挙)

第10条 研究科長の選挙は、前条により委員会から告示された最終候補者の中から教授会において、出席者全員の無記名による単記式投票を行い、投票総数の過半数を得た者を研究科長予定者とする。

2 前項の第1回投票において、投票総数の過半数を得た者がいないときは、引き続き、前項により第2回投票を行う。

3 前項の第2回投票において、なお、投票総数の過半数を得た者がいないときは、第2回投票における上位得票者2人（上位2位までの票を得た者が2人を超える場合においては、その全員）について、引き続き第1項による第3回投票を行い、第1項にかかわらず、その得票上位の者を研究科長予定者とする。

4 前項の第3回投票において、なお、得票数が同数の場合、くじにより研究科長予定者を定める。

附 則

1 この内規は、平成17年11月18日から施行する。

2 この内規施行の日において、従前の規定により選出された研究科長の任期は、なお、従前の例による。

3 東京大学大学院総合文化研究科長・教養学部長選考内規（平成8年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年9月18日から施行する。
- 2 改正後の第8条第4項の規定は、この規則の施行後最初に研究科長の任期が満了する場合において、同項中「選挙予定日の約2月前」とあるのは、「研究科長の任期が満了する6月前」と読み替えるものとする。

附 則

この内規は、令和2年7月 日から施行する。

東京大学大学院総合文化研究科長選考内規（平成17年11月18日制定）の一部を改正する内規（案）

改正理由：本年度実施する総合文化研究科長・教養学部長の選考に際して所要の改正を行うもの

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(第1次候補者の推薦)</p> <p>第8条 教授会構成員は、5人以上10人以内の連署をもって、第5条に定める被選挙権者1人を、研究科長の第1次候補者として推薦できる。ただし、教授会構成員は、複数の候補者の推薦人となることはできない。</p> <p>2 前項の推薦は、研究科長候補者推薦委員会委員長宛に次の各号に掲げる書類を添付のうえ、文書で行うものとする。</p> <p>(1) 候補者の経歴</p> <p>(2) 推薦理由</p> <p>(3) 推薦者名簿</p> <p>3 委員会は、第1項による第1次候補者以外の者若干名を第1次候補者として推薦することができる。ただし、第1項による第1次候補者が5人に満たない場合にあつては、少なくとも5人に達する数まで第1次候補者を<u>推薦するものとする。</u></p> <p>4 委員会は、選挙予定日の約2月前までに第1項に規定する第1次候補者の推薦募集を終えるものとする。ただし、研究科長が欠員となった場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(第1次候補者の推薦)</p> <p>第8条 教授会構成員は、5人以上10人以内の連署をもって、第5条に定める被選挙権者1人を、研究科長の第1次候補者として推薦できる。ただし、教授会構成員は、複数の候補者の推薦人となることはできない。</p> <p>2 前項の推薦は、研究科長候補者推薦委員会委員長宛に次の各号に掲げる書類を添付のうえ、文書で行うものとする。</p> <p>(1) 候補者の経歴</p> <p>(2) 推薦理由</p> <p>(3) 推薦者名簿</p> <p>3 委員会は、第1項による第1次候補者以外の者若干名を第1次候補者として推薦することができる。ただし、第1項による第1次候補者が5人に満たない場合にあつては、少なくとも5人に達する数まで第1次候補者を<u>推薦するよう努力するものとする。</u></p> <p>4 委員会は、選挙予定日の約2月前までに第1項に規定する第1次候補者の推薦募集を終えるものとする。ただし、研究科長が欠員となった場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

附 則

この内規は、令和2年7月 日から施行する。